

議案第62号

## 静岡市区の設置等に関する条例の一部改正について

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例(平成16年静岡市条例第85号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

(区の事務所が分掌する事務)

第5条 区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区の市民生活に関する事項
- (2) 区の社会保障に関する事項
- (3) 区の社会福祉に関する事項
- (4) 区の保健衛生に関する事項
- (5) 区の子どもの育成に関する事項
- (6) 区の防災に関する事項
- (7) 市民との協働及び市民参画による区の個性を生かしたまちづくりの推進に関する事項

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。